

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

姫路市は、児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり指定障害児通所支援事業者の指定の取消しを行った。

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称 株式会社ナカイ総合事務所
所在地 姫路市東駅前町70番地
代表者 代表取締役 中井 勉

(2) 事業所の概要

名 称 放課後等デイサービスりぼん花影町
所在地 姫路市花影町四丁目9番地クラウンズビラ花影
指定日 平成28年5月1日
サービス種類 放課後等デイサービス
管理者 坂上 興太

2 処分について

(1) 処分内容

指定取消し

(2) 処分の理由

ア 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第3号）

(ア) 児童発達支援管理責任者

平成29年7月から令和元年12月までの間、常勤専任の児童発達支援管理責任者（児発管）を配置していなかった。また、平成30年12月から配置された児発管は、実務経験の要件を満たしていなかった。

(イ) サービス提供職員

平成29年4月から令和元年12月までの間、常勤のサービス提供職員を配置していなかった。

イ 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、障害児通所給付費を不正に過大に請求し、これを受領した。

ウ 虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否（法第21条の5の24第1項第6号）

(ア) 虚偽報告

常勤のサービス提供職員を配置していなかったが配置していたとして、また、勤務実態がない者をサービス提供職員として配置していたとして虚偽の勤務実績表、タイムカード等を作成し、兵庫県知事及び姫路市長に提出した。

(イ) 帳簿書類等の提出拒否

給付費請求に係る書類、給与関係書類、雇用契約書等の提出を拒否した。

エ 虚偽の答弁（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号）

本市職員の質問に対し、法人代表者が従業者の勤務状況及び従業者の給与支払方法について虚偽の答弁を行った。

オ 障害児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為

（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号）

児発管になるには一定期間以上の実務経験が必要であるが、「放課後等デイサービスりぼん花影町」で実務経験が不足している従業者を児発管とするため、「放課後等デイサービスりぼん花影町」での実務経験の期間を水増しした虚偽の実務経験証明書を作成した。その上で、平成 30 年 12 月、介護予防りぼんの会とナカイ総合事務所がそれぞれ作成した虚偽の実務経験証明書を添付し、児発管の変更届を兵庫県知事に提出した。

(3) 処分年月日

令和 2 年 7 月 7 日

(4) 指定取消年月日（指定の効力が消滅する日）

令和 2 年 8 月 1 日

(5) 経済上の措置

不正に過大に受領した給付費 3,996,368 円について、40%の加算金を加えた額（5,594,915 円）を返還させる。